

「男女共同参画に関する市民意識調査」用語解説

用 語	解 説
男女共同参画 社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。
男女共同参画 社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。 (平成 11 年 6 月 23 日公布・施行)
男女共同参画 基本計画	政府が定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画で、令和 8 年 3 月 15 日に「第 6 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。 男女共同参画社会基本法では、市町村においても「男女共同参画計画を定めるよう努める」とされており、前橋市では令和 4 年 3 月に「まえばしWindプラン第 5 次前橋市男女共同参画基本計画」を策定しています。令和 8 年度には第 6 次となる基本計画を策定予定です。
男女共同参画 センター	男女がともに暮らしやすい男女共同参画社会を実現するため、都道府県、市町村等が自主的に設置している総合施設です。男女共同参画推進に必要な啓発・情報提供・相談事業などを実施しています。
固定的な性別 役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がありますが、一方で、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた男性像や女性像があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではありません。
セクシュアル・ ハラスメント	性的いやがらせのことです。「セクハラ」と略されることもあります。職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることを指します。

<p>マタニティ・ハラスメント／パタニティ・ハラスメント</p>	<p>マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされることなどを指し、事業主による不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において既に禁止されています。</p> <p>パタニティ・ハラスメント：育児参加を希望する男性へのハラスメントのことです。育児のために休暇や時短勤務の取得を希望する男性社員に対して、職場の上司や同僚がその制度を受けるのを妨害するようないやがらせ行為や育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対してのいやがらせ行為のことを指します。</p>
<p>DV (ドメスティック・バイオレンス)</p>	<p>用語の明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くあります。</p> <p>暴力の種類は、次のようなことが挙げられます。</p> <p><身体的暴力>なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行</p> <p><精神的暴力>おどす、長期間無視する、人格を否定するような暴言、交友関係や行動を監視するなど</p> <p><経済的暴力>生活費を渡さない、勝手に借金を作り、返済を強要する、働くことを妨害するなど</p> <p><性的暴力>性行為や中絶を強要する、ポルノ雑誌等を無理に見せる、避妊に協力しないなど</p> <p><子どもを利用した暴力>子どもの目の前での暴力・暴言、不当に子どもを取り上げるなど</p>
<p>デートDV</p>	<p>交際相手からの暴力のことをいいます。</p>
<p>DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</p>	<p>配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定されました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。（平成 13 年施行）</p>
<p>女性支援新法 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」</p>	<p>女性支援事業では、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的として制定されました。（令和 4 年施行）</p>
<p>配偶者暴力相談支援センター</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行っています。</p> <p>前橋市では、平成 29 年 4 月に「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者の相談・支援を行っています。</p>

<p>ストーカー行為</p>	<p>同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うことです。「ストーカー行為等の規制等に関する法律（通称：ストーカー規制法）」によりストーカー行為は犯罪と定められています。</p>
<p>ファミリー・サポート・センター</p>	<p>乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。</p>
<p>女性活躍推進法</p>	<p>正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とい、平成 27 年 9 月 4 日に公布、施行されました。働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務づけることで、女性が働きやすい社会を実現することを目的として、10 年間の時限立法として施行されました。改正により令和 8 年度末まで延長されています。</p>
<p>女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）</p>	<p>昭和 54 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年に発効。我が国は昭和 60 年に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。</p>
<p>男女雇用機会均等法</p>	<p>正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」です。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</p>	<p>仕事と生活の調和という意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることです。労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされます。</p> <p>仕事と家庭の両立支援政策として、労働時間の短縮と柔軟化、保育や介護のサポート、休暇制度などがあります。</p>

<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス：性と生殖に関する健康のことで、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>リプロダクティブ・ライツ：性と生殖に関する権利のことで、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時の責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。</p>
<p>性的マイノリティ（LGBTQ）</p>	<p>性的指向や性自認が社会の多数派と異なる人たちを指す言葉です。LGBTQとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。</p> <p>L：Lesbian（レズビアン、女性同性愛者） G：Gay（ゲイ、男性同性愛者） B：Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者） T：Transgender（トランスジェンダー、心の性と身体の性が一致しない） Q：Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング、自分の性別や、好きになる相手の性別を決めていない人など「LGBT」だけでは表せないセクシャルマイノリティ）</p>
<p>性的指向・性自認（性同一性）</p>	<p>性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。</p>

参考資料：内閣府HP、厚生労働省HP、総務省HP他